

令和 8 年度 第 1 回

長久手市都市計画審議会資料

長久手市都市計画審議会

報 告 事 項

名古屋都市計画公園の変更について 資料

名古屋都市計画

公園の変更

(長久手市)

長久手市

名古屋都市計画公園の変更（長久手市決定）

都市計画公園に 6・4・101 号スポーツの杜を次のように追加する。

種類	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
運動公園	6・4・101	スポーツの杜	長久手市岩廻間、 立花、北浦	約 6.1 ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

長久手市において、スポーツやレクリエーションによる健康増進や交流促進、豊かな自然を生かした憩いの場を創出することを目的として、6・4・101 号スポーツの杜を追加する。

理由書

1 当該都市計画の上位計画等における位置付け

(1) 第6次長久手市総合計画（令和2年3月策定）

基本目標5に「いつでも どこでも 誰とでも広がる交流の輪」を掲げ、歴史や文化、芸術、スポーツを活用した市民同士の交流の輪が広がっていくまちを目指しています。また、基本目標を実現するための政策として「まちの資源を生かした市民同士の交流の促進」、政策を実現するための施策として「スポーツを楽しむ環境の整備」、「スポーツの杜の公有地化を図り、屋外スポーツの拠点として、施設の集約および機能強化のための拡充を目指します。」と定めています。

基本目標6に「あえて歩いてみたくなるまち」を掲げ、都市基盤施設の適切な整備をすることで、緑を通じて、四季を感じることが出来るまちを目指しています。

また、基本目標を実現するための政策として「暮らして心地よい生活環境の形成」、政策を実現するための施策として「都市基盤施設の充実」、「市民の憩いの場を確保するため、誰もが気軽に利用できる特色ある公園・緑地を整備します。」と定めています。

(2) 長久手市都市計画マスタープラン（令和2年3月策定・令和8年5月部分改定）

基本理念の一つに「健康で質の高い生活環境の確保」があり、この基本理念を含めた基本的な考え方として「スポーツを活用した交流ができるまちを目指します。」や、「公共施設などの整備や維持管理を効果的かつ効率的に行います。」としています。

そして、本市の将来都市構造における拠点の一つとして「スポーツ・レクリエーション拠点」を位置づけ、「スポーツによる健康増進や、豊かな自然を生かした憩いとレクリエーションの場としての機能の充実を目指します。」としています。

(3) 長久手市緑の基本計画（令和2年3月策定・令和8年3月部分改定）

基本理念の一つに「都市と自然が交わり、人と人が交わる環境づくり」があり、この基本理念を実現するための緑の将来像として「大規模公園や一体的な緑地整備により緑の充実したエリア、都市構造を明確にするために緑を充実させる必要があるエリア及び計画的な保全・活用が求められているエリアを緑の拠点と位置づけ、施策の集中により効率的に緑の拠点を形成します。」としています。

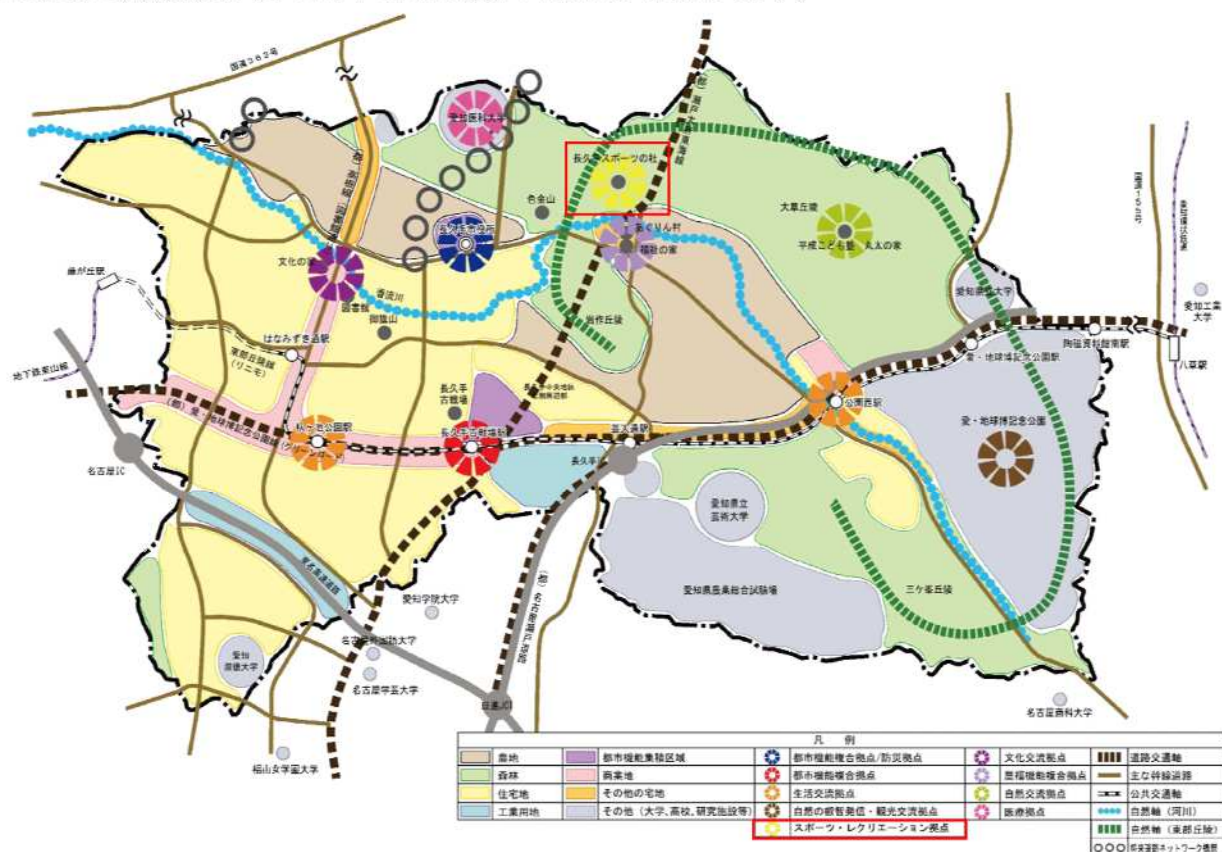
そして、本市の緑の将来構造における緑の拠点の一つとして「スポーツ・レクリエーション拠点」を位置づけ、「緑の多様性の一つである、「人の役に立つ」役割として、長久手スポーツの杜に屋外スポーツ施設を集約させると共に、緑豊かな周辺の自然環境に配慮した公園を整備し、スポーツによる健康増進や、豊かな自然を生かした憩いとレクリエーションの場としての機能充実を図ることで緑の拠点を形成します。」としています。

2 当該都市計画の必要性

スポーツの杜周辺は、スポーツによる健康増進等を目的として、機能の充実を図る地区であり、本市都市計画マスタープランの将来都市構造図（以下の図を参照）において「スポーツ・レクリエーション拠点」に位置づけられています。このことから、本地区は、将来にわたりスポーツ・レクリエーション機能を担う拠点として、必要な都市機能を維持・充実していくことが望まれています。

また、本市は、現在も人口増加が続いており、今後も公園や屋外スポーツ施設に対する需要の増加が見込まれます。一方で、将来人口は、2035年（令和17年）をピークに緩やかに減少に転じ、今後は少子高齢化が進んでいくことが予測されています。そのため、将来に渡って市民が健康で文化的な都市生活を営むことは、本市にとって、持続可能な都市の発展に繋がる重要な要素であると考えています。このような中、本市総合計画では、スポーツを通じた交流の広がりをも基本目標として掲げており、既存の運動施設に加え、広場や休養施設等の公園機能を充実させることで、幅広い世代の利用を促進し、スポーツに親しむ機会の創出や市民の交流の促進を図るとともに、健康増進や憩いの場として魅力ある空間を形成し、また、屋外スポーツ施設を集約することで、利用者の利便性向上や効率的かつ持続可能な施設運営を図っていくこととしています。

これらの機能を将来にわたり適切に確保するとともに、周辺土地利用との整合を図りながら、計画的かつ一体的な整備及び持続可能な管理を進めるため、本施設を都市計画施設（運動公園）として位置付けます。これにより、スポーツとレクリエーション機能が調和した運動公園としての整備及び利活用を推進し、市民の健康増進、交流の促進、良好な都市環境の形成及び質の高い生活環境の確保を目指します。



長久手市都市計画マスタープラン_将来都市構造図

3 当該都市計画の妥当性

(1) 位置

当該施設は、本市東部地域の主要アクセス道路である主要地方道瀬戸大府東海線に近接しているほか、バス等の公共交通機関も利用できることから、市内各地はもとより市外からも容易にアクセスすることが可能です。

さらに、当該施設は市街化調整区域にあるものの、既存の運動施設や周辺の大草丘陵の豊かな自然環境を活用しながら、公園機能を一体的に充実させることができる位置にあり、既存ストックを有効活用した持続可能な公園整備を図ることができます。なお、国が示す都市計画運用指針においては、公園等として活用する自然的環境が市街化調整区域に存在する等の場合は、市街化区域と連絡する道路等との連携を図りつつ決定し整備することが望ましいとされています。

また、本計画地は、愛知県基幹災害拠点病院である愛知医科大学病院と緊急輸送道路により連絡しているほか、本市地域防災計画ではヘリポート設置可能場所（県緊急ヘリポート登録済）、愛知県緊急消防援助隊受援計画では宿営場所として位置付けられています。このため、平常時にはスポーツ・レクリエーションの場として利用するとともに、災害時には広域防災機能を担う都市公園としての活用が期待されています。

このように、本計画地は、交通利便性、周辺の自然環境や既存ストックの有効活用、周辺施設との連携及び防災機能の観点から運動公園として必要な機能を十分に発揮できる位置にあります。このことから、都市計画に位置づける位置として妥当です。

(2) 区域

当該区域は、道路や境界測量に基づく地番界及び測量界を境界として設定しており、区域界は明確です。また、既存運動施設及び新たに整備する公園施設を一体的に配置・管理できる区域として設定するとともに、前面道路に十分接道した敷地となっています。このことから、都市計画に位置づける区域として妥当です。

(3) 規模

運動公園は、都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、長久手市都市公園条例では、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮できるよう配置し、その敷地面積を定めることとしています。

本計画では、運動機能、レクリエーション機能及び防災機能を備えた運動公園として必要な機能を確保するとともに、野球場、多目的広場、テニスコート等の運動施設に加え、レクリエーション広場、園路等の公園施設を一体的に配置できる規模としています。このため、屋外スポーツ施設約 2.4ha に、公園機能約 3.7ha を加えた、約 6.1ha の運動公園として整備するものです。

このことから、本計画の規模は、運動公園として必要な機能を十分に発揮できる適正な規模であり、都市計画に位置づける規模として妥当です。

注意：本図面は原寸(A1サイズ)を縮小しています。

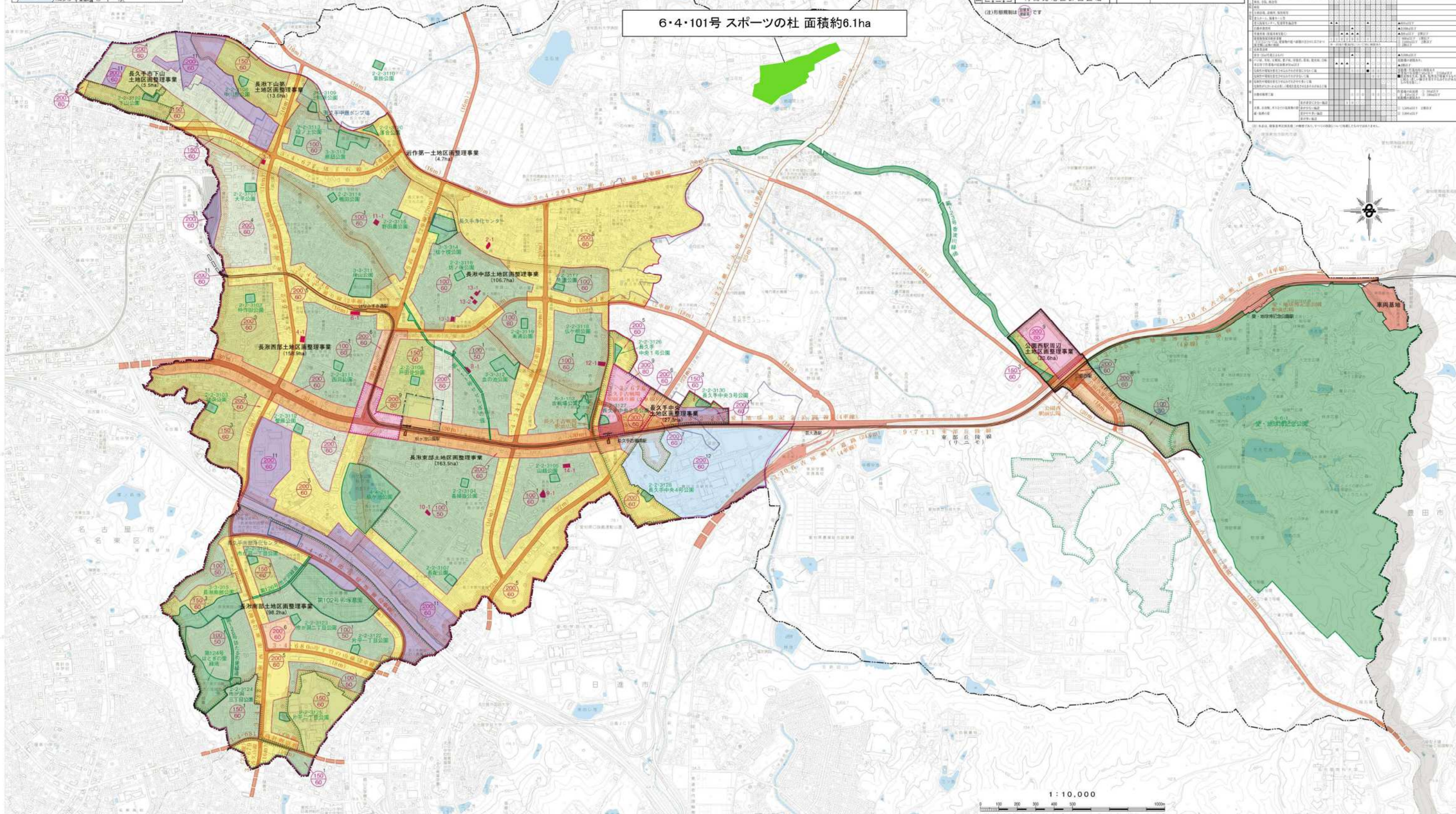


所屬地區	長久手市告示	第 41 号	平成 25 年 1 月 22 日
道 路	愛知県告示	第 41 号	令和 6 年 5 月 7 日
都市高速道路	愛知県告示	第 42 号	平成 25 年 1 月 22 日
公園	愛知県告示	第 43 号	平成 25 年 1 月 22 日
緑 地	愛知県告示	第 44 号	平成 25 年 1 月 22 日
公園	愛知県告示	第 45 号	平成 25 年 3 月 10 日
防火地域及び 準防火地域	長久手市告示	第 46 号	平成 26 年 3 月 10 日
地区計画	長久手市告示	第 13 号	令和 7 年 4 月 9 日
河川敷地区計画	長久手市告示	第 14 号	平成 30 年 4 月 21 日
下水道	長久手市告示	第 15 号	平成 30 年 5 月 22 日
地区環境	長久手市告示	第 16 号	平成 30 年 5 月 22 日
地区環境	長久手市告示	第 17 号	平成 31 年 1 月 22 日
生産緑地	長久手市告示	第 18 号	令和 4 年 3 月 10 日

6・4・101号
スポーツの杜
総括図
S=1:10000

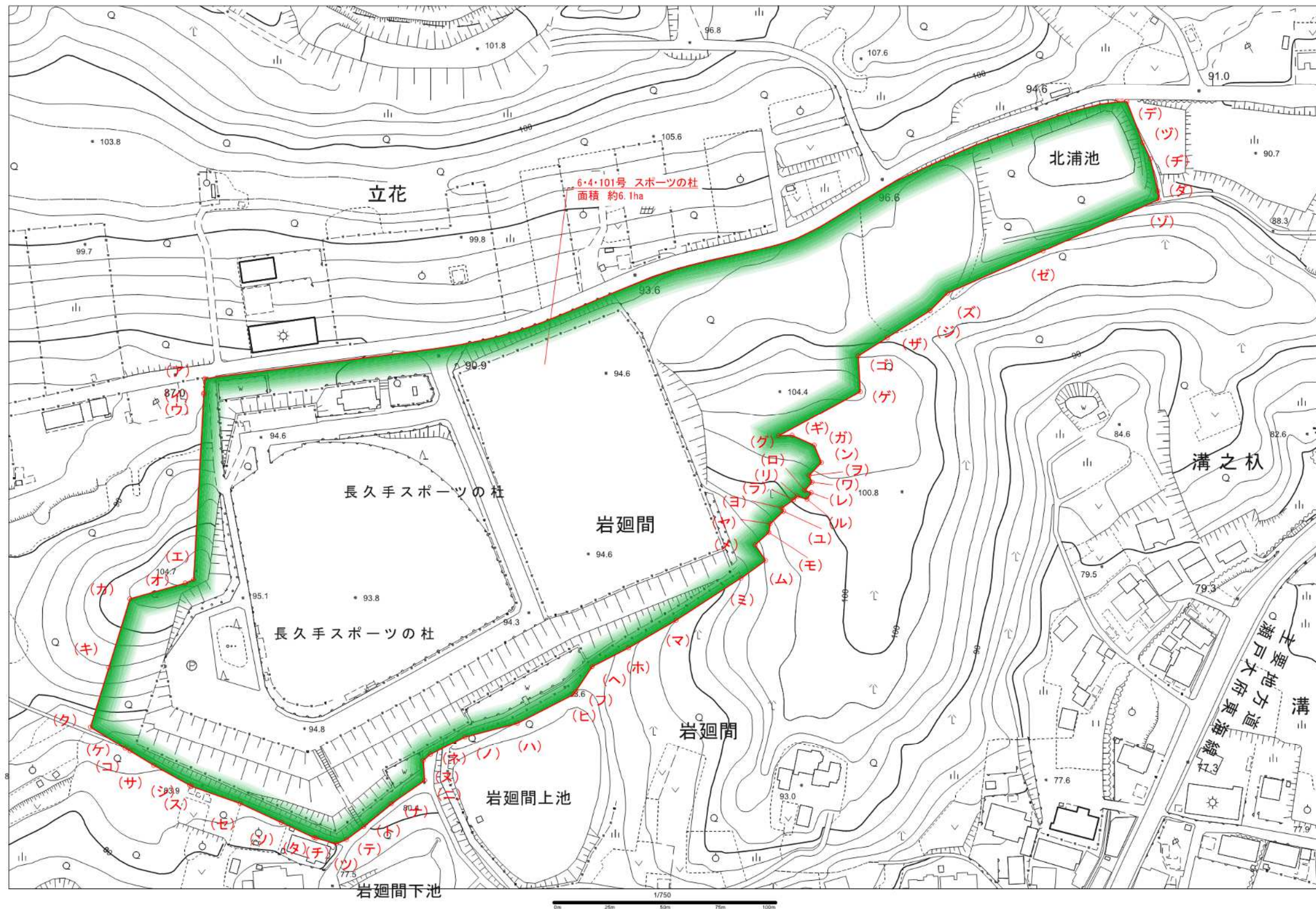
6・4・101号 スポーツの杜 面積約6.1ha

凡		例	
-----	行政区域界		都市計画道路
	都市計画区域界		都市計画道路(整備済区域)
	市街化区域		都市高速鉄道
	第一種低層住居専用地域		1-1 生産緑地地区
	第一種中層住居専用地域		私営公園敷
	第二種中層住居専用地域		都市計画決定名称
	第一種住居地域		都市計画公園・緑地
	第二種住居地域		都市計画墓園
	準住居地域		防火地域
	近隣商業地域		準防火地域
	工業商業地域		区画整理事業施行区域
	工業地域		D I D (令和2年国調)
	地区計画区域		供給通商施設
	再開発地区計画区域		

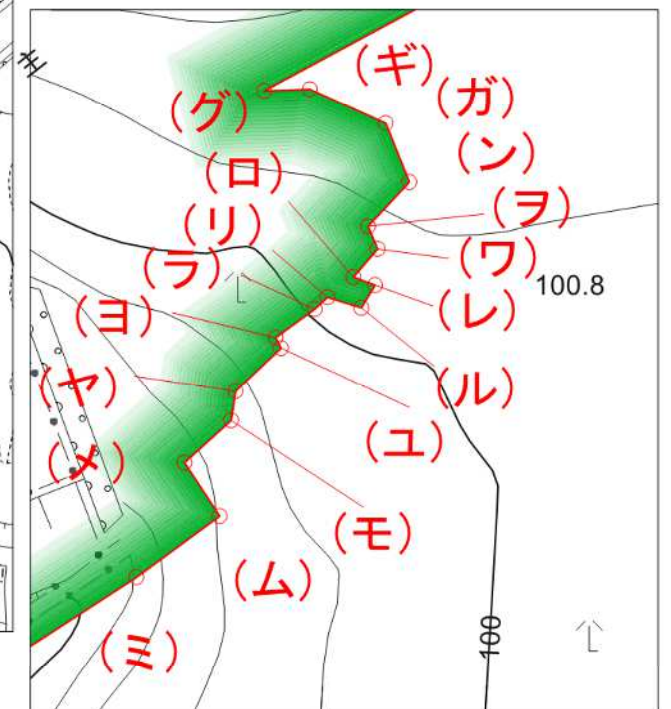
[illegible]

注意：本図面は原寸(A 1 サイズ)を縮小しています。

6・4・101号
スポーツの杜
計画図 S=1:1000
面積 約6.1ha



区域表示	
(ア)～(グ)	地番界（付図参照）
(グ)～(ゲ)	測量界（付図参照）
(ゲ)～(ズ)	地番界（付図参照）
(ズ)～(ゾ)	測量界（付図参照）
(ゾ)～(デ)	地番界（付図参照）
(デ)～(ア)	道路界（市道北浦立花1号線）

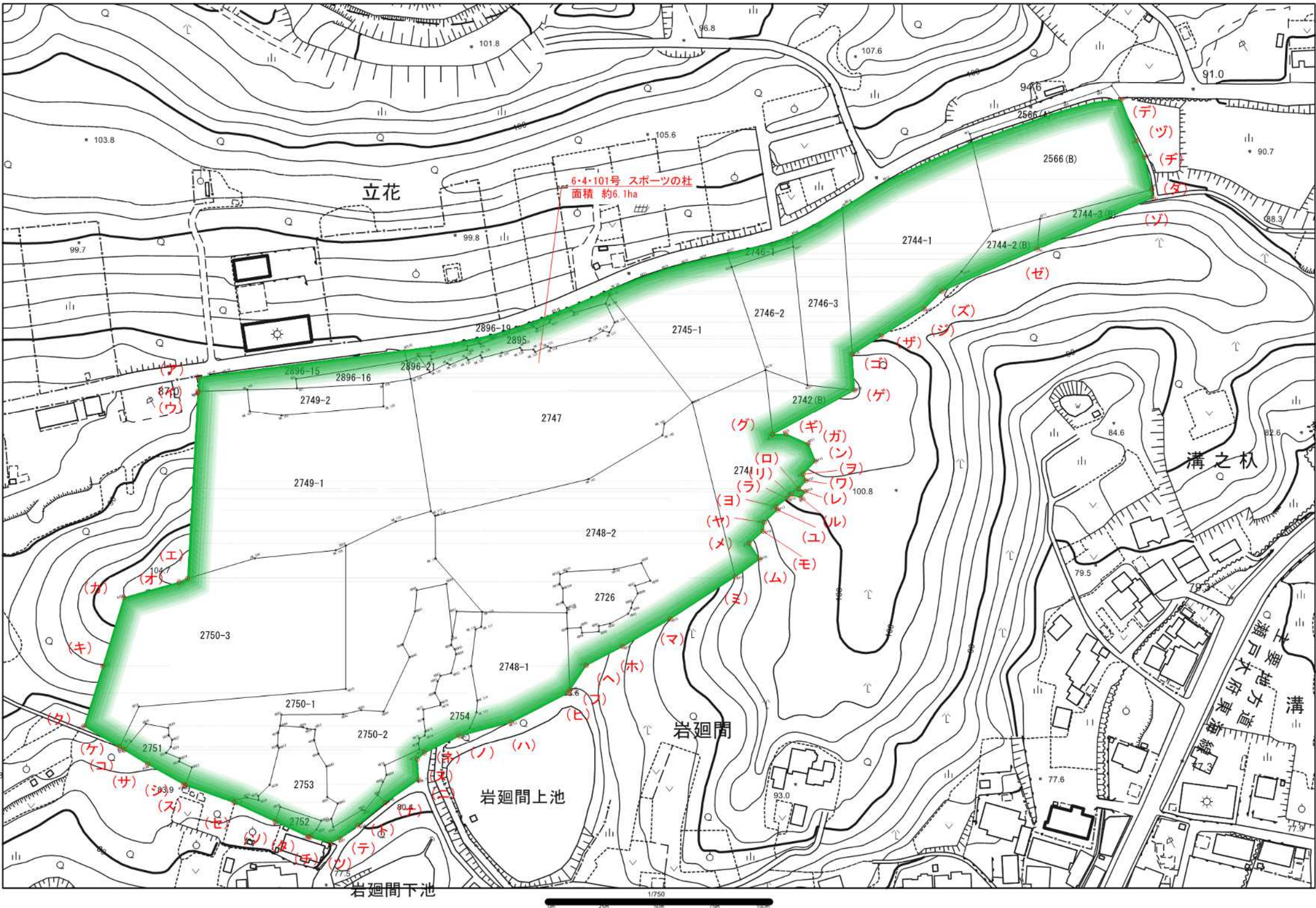


凡 例

公園区域

注意：本図面は原寸(A 1 サイズ)を縮小しています。

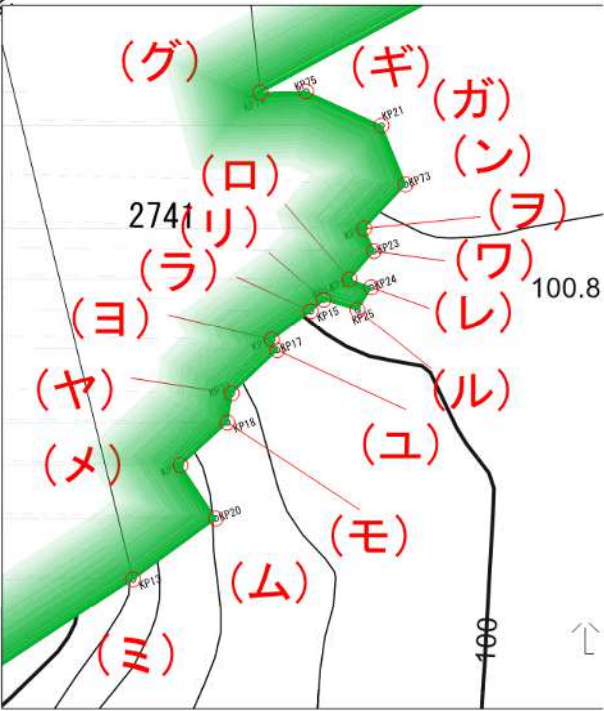
6・4・101号
スポーツの杜
計画図付図(地籍図) S=1:1000
面積 約6.1ha



地積一覧表	
地番	地籍
2726	842㎡
2741	2569㎡
2742(B)	518㎡
2744-1	3871㎡
2744-2(B)	486㎡
2744-3(B)	441㎡
2745-1	2729㎡
2746-1	155㎡
2746-2	1275㎡
2746-3	1665㎡
2747	7016㎡
2748-1	1950㎡
2748-2	7664㎡
2749-1	6865㎡
2749-2	670㎡
2750-1	5247㎡
2750-2	2730㎡
2750-3	6522㎡
2751	385㎡
2752	145㎡
2753	1218㎡
2754	1125㎡
2566(B)	3148㎡
2895	758㎡
2896-15	661㎡
2896-16	349㎡
2896-19	298㎡
2896-21	62㎡
合計	61364㎡

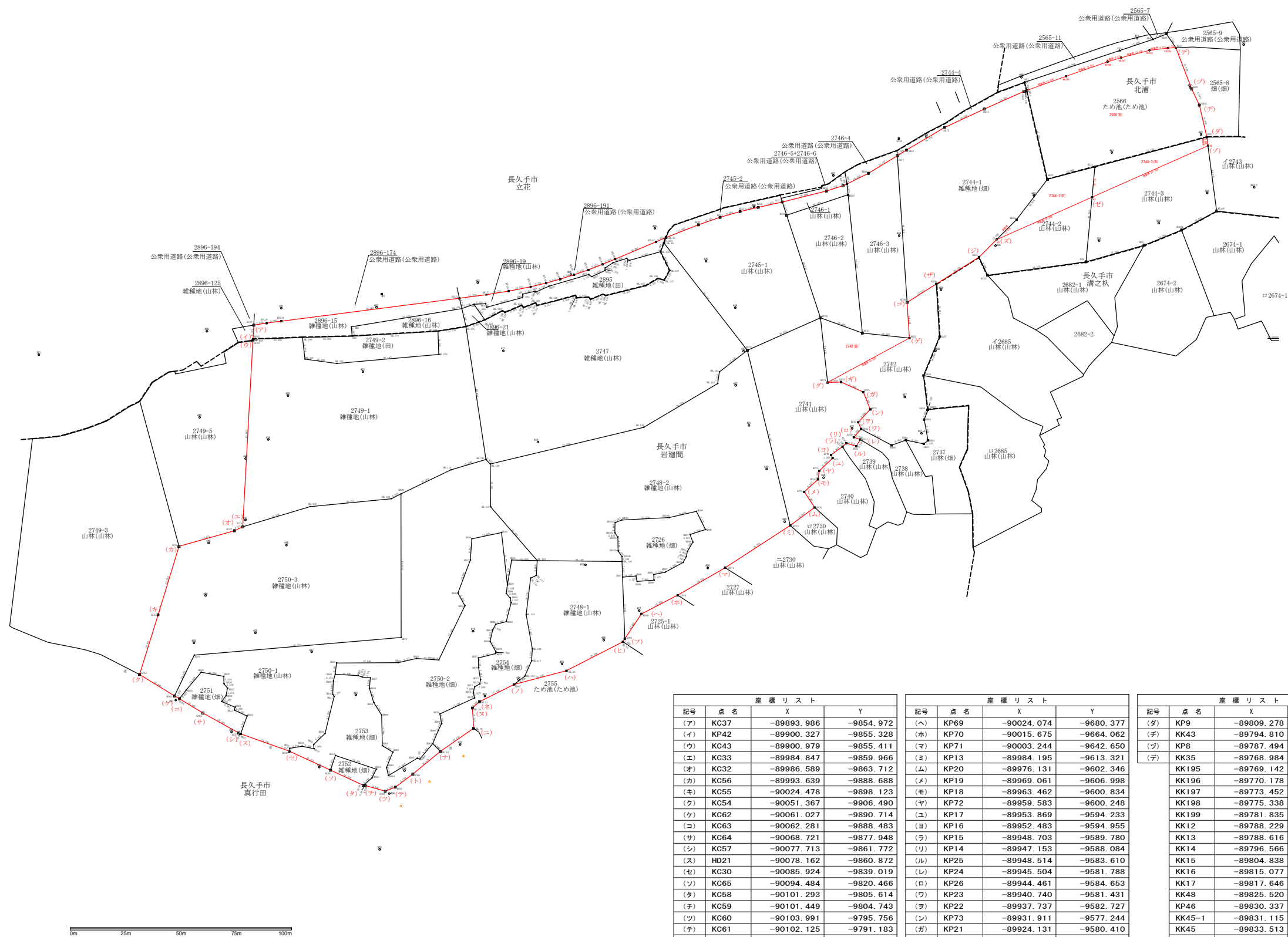
区域表示	
(ア)～(グ)	地番界(付図参照)
(グ)～(ゲ)	測量界(付図参照)
(ゲ)～(ズ)	地番界(付図参照)
(ズ)～(ソ)	測量界(付図参照)
(ソ)～(デ)	地番界(付図参照)
(デ)～(ア)	道路界(市道北浦立花1号線)

凡 例	
	公園区域



注意：本図面は原寸(A 1サイズ)を縮小しています。

6・4・101号
スポーツの杜
計画図付図（測量図） S=1:1000
面積 約6.1ha



座標リスト			
記号	点名	X	Y
(ア)	KC37	-89893.986	-9854.972
(イ)	KP42	-89900.327	-9855.328
(ウ)	KC43	-89900.979	-9855.411
(エ)	KC33	-89984.847	-9859.966
(オ)	KC32	-89986.589	-9863.712
(カ)	KC56	-89993.639	-9888.688
(キ)	KC55	-90024.478	-9898.123
(ク)	KC54	-90051.367	-9906.490
(ケ)	KC62	-90061.027	-9890.714
(コ)	KC63	-90062.281	-9888.483
(サ)	KC64	-90068.721	-9877.948
(シ)	KC57	-90077.713	-9861.772
(ス)	HD21	-90078.162	-9860.872
(セ)	KC30	-90085.924	-9839.019
(ソ)	KC65	-90094.484	-9820.466
(タ)	KC58	-90101.293	-9805.614
(チ)	KC59	-90101.449	-9804.743
(ツ)	KC60	-90103.991	-9795.756
(テ)	KC61	-90102.125	-9791.183
(ト)	KC66	-90096.277	-9783.327
(ナ)	HK. 18	-90085.996	-9770.887
(ニ)	HK. 19	-90075.570	-9755.927
(ヌ)	HK. 20	-90066.475	-9756.503
(ネ)	HK. 21	-90063.672	-9753.289
(ノ)	KP67	-90055.852	-9737.705
(ハ)	HK. 23	-90049.685	-9714.171
(ヒ)	HK. 24	-90036.654	-9688.723
(フ)	KP68	-90035.304	-9687.860

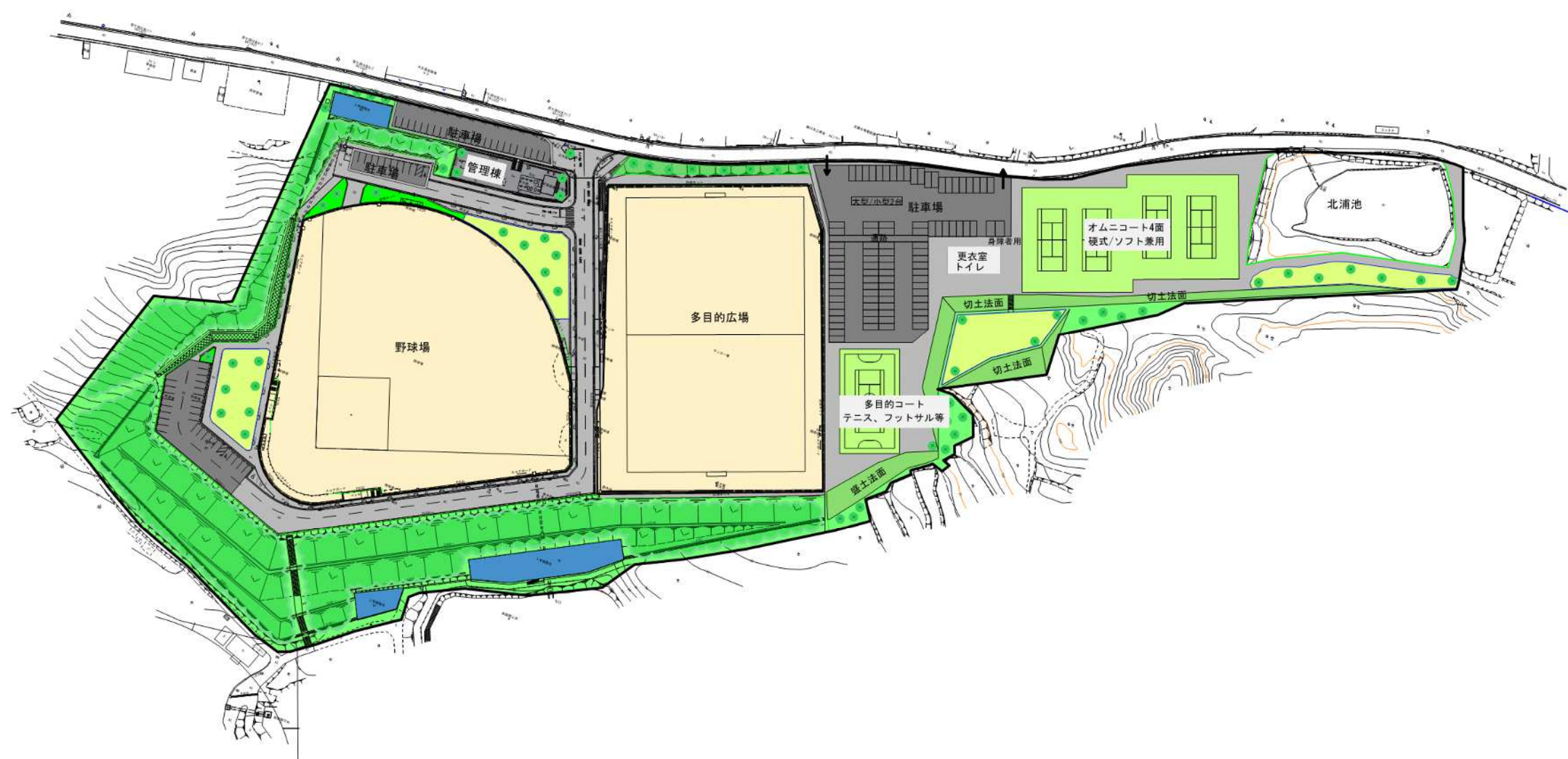
座標リスト			
記号	点名	X	Y
(ヘ)	KP69	-90024.074	-9680.377
(ホ)	KP70	-90015.675	-9664.062
(マ)	KP71	-90003.244	-9642.650
(ミ)	KP13	-89984.195	-9613.321
(ム)	KP20	-89976.131	-9602.346
(メ)	KP19	-89969.061	-9606.998
(モ)	KP18	-89963.462	-9600.834
(ヤ)	KP72	-89959.583	-9600.248
(ユ)	KP17	-89953.869	-9594.233
(ヨ)	KP16	-89952.483	-9594.955
(ラ)	KP15	-89948.703	-9589.780
(リ)	KP14	-89947.153	-9588.084
(ル)	KP25	-89948.514	-9583.610
(レ)	KP24	-89945.504	-9581.788
(ロ)	KP26	-89944.461	-9584.653
(ワ)	KP23	-89940.740	-9581.431
(ヅ)	KP22	-89937.737	-9582.727
(ン)	KP73	-89931.911	-9577.244
(ヅ)	KP21	-89924.131	-9580.410
(ヅ)	KP75	-89919.602	-9590.434
(ヅ)	KP74	-89919.790	-9596.461
(ヅ)	KK52	-89899.792	-9559.645
(ヅ)	KC36	-89883.685	-9560.656
(ヅ)	KK56	-89875.403	-9547.517
(ヅ)	KK55	-89863.280	-9528.283
(ヅ)	A1	-89855.376	-9520.334
(ヅ)	A3	-89836.275	-9477.342
(ヅ)	A2	-89813.090	-9425.156

座標リスト			
記号	点名	X	Y
(ダ)	KP9	-89809.278	-9425.664
(ヂ)	KK43	-89794.810	-9429.000
(ヅ)	KP8	-89787.494	-9432.466
(デ)	KK35	-89768.984	-9439.575
	KK195	-89769.142	-9443.292
	KK196	-89770.178	-9451.543
	KK197	-89773.452	-9464.285
	KK198	-89775.338	-9470.413
	KK199	-89781.835	-9489.140
	KK12	-89788.229	-9506.749
	KK13	-89788.616	-9507.991
	KK14	-89796.566	-9525.896
	KK15	-89804.838	-9543.764
	KK16	-89815.077	-9560.919
	KK17	-89817.646	-9565.093
	KK48	-89825.520	-9578.091
	KP46	-89830.337	-9587.789
	KK45-1	-89831.115	-9589.577
	KK45	-89833.513	-9596.923
	KC27	-89838.450	-9616.931
	KK26	-89840.901	-9627.708
	KK25	-89842.839	-9635.912
	KK24	-89845.387	-9644.939
	KK23	-89848.724	-9654.684
	HK. 50	-89854.521	-9669.266
	KPL47	-89856.473	-9673.842
	KPL46	-89864.195	-9692.288
	KPL45	-89866.534	-9697.872

座標リスト		
点名	X	Y
KPL44	-89869.070	-9704.263
KPL48	-89871.262	-9710.724
KPL49	-89873.247	-9716.957
KPL50	-89875.016	-9723.246
KPL51	-89876.677	-9730.273
KPL52	-89878.589	-9740.102
HK. 57	-89880.242	-9750.243
KPL53	-89881.857	-9762.346
KPL39	-89892.157	-9842.556
KPL38	-89893.037	-9849.193

注意：本図面は原寸(A 1 サイズ)を縮小しています。

6・4・101号
スポーツの杜
参考図（計画平面図） S=1:1000
面積 約6.1ha



名古屋都市計画公園の変更（長久手市決定）

事 項	時 期	備 考
説 明 会	令和8年10月28日	場所 長久手市役所 研修室 〇名 ※10月号広報掲載 ※以下、予定
事 前 協 議	令和8年11月〇〇日	
事 前 協 議 回 答	令和8年12月〇〇日	
案 の 縦 覧	令和9年1月〇〇日 ～ 令和9年1月〇〇日	意見提出あり・なし 縦覧者数〇名 ※1月号広報 ※意見提出期限：1/〇〇
市都市計画審議会	令和9年2月〇〇日	
知 事 へ の 協 議	令和9年3月〇〇日	
知 事 回 答	令和9年4月〇〇日	
決 定 告 示	令和9年4月～5月頃	